レターパック使用関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号27）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年４月24日 |
| 請求内容 | １．府立高校において、今年度４月からの休校に際して課題を送付するのにあたり、普通郵便ではなくレターパックを使用している学校が分かる一覧２．府立○○高校において、今年度４月からの休校に際して第１回目の課題を送付するのにあたり、普通郵便ではなくレターパック（520円）を使用した合理的理由がわかる文書３．府立○○高校において、今年度４月からの休校に際して第２回目の課題を送付するのにあたり、普通郵便ではなくレターパック（370円）を使用した合理的理由がわかる文書４．上記２．３．についての支出にかかる意思が決裁された文書５．上記２．３．が経済合理的支出であることがわかる文書 |
| 実施機関の決定 | 令和２年５月11日付け教施財第1695号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】・請求内容「１」について　課題を送付する方法については、各学校長が判断する内容であり、一覧を作成するための調査を実施しておらず、作成及び管理していない。・請求内容「２」「３」「５」について　生徒に対する課題等の送付については、学校内の主要メンバーにより構成される運営委員会で検討を行い、レターパックを使用することを校長が決定し、事務室で購入しているが、その判断過程等に関する文書は作成及び管理していない。なお、送付した課題等について普通郵便とレターパックを使用した場合の比較は以下のとおり①郵便物の重量：250ｇ以上かつ個人情報含む普通郵便＋簡易書留＝570円　レターパックプラス＝520円②郵便物の重量：250ｇ以上かつ個人情報含まない普通郵便＝390円　レターパックライト＝370円【備考】　本決定は、請求内容「１」「２」「３」「５」にかかるもの |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年５月14日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書２．、３．および５．について、大阪府教育委員会は、教員採用試験の合否結果すら普通郵便で送付しているため、個人情報を含むことにより簡易書留等を利用する理由には当たらない。また、個人情報を含む場合に書留郵便を利用する法的根拠もない。したがって、○○高校であえて高額なレターパックを利用した理由が存在するのは明らかであるので、その根拠となる資料を公開すること。 |
| 理由 | また、「普通郵便＋簡易書留＝570円」と説明にあるが、これは250ｇ以下の料金であるため、虚偽であるので訂正すること。 |
| 弁明書 | 今回の生徒に対する課題等の送付については、学校内の主要メンバーにより構成される運営委員会で検討を行い、送付物の内容を考慮した上で送付方法を校長が職務権限により決定し、事務室で手続きをしているが、文書の郵送にあたり課題の送付手段を選択した判断過程等に関する文書は作成及び取得、管理していない。なお、送付した課題等について普通郵便とレターパックを使用した場合の比較を例示列挙したが、これは、請求人の知る権利を尊重し、日本郵便株式会社が公表している料金を記載したものである。その際、本来250ｇを基準に比較できるよう意図したものであり、この点については「250ｇ以上」を「250ｇ」に訂正する。 |
| 反論書 | 審査請求書の内容を援用する。府民税等を原資として学校を運営している以上、あえて高額な送付方法を選択した経緯を府民に説明するための理由が存在するのは明らかであり、当然その選定経緯は記録されているのが当然である。 |
| 判　断 | １　本件請求１について新型コロナウイルス感染症等の非常時においては、学習に著しい遅れが生じることがないよう、学習の機会を確保するために、課題等を送付する等の対応をすることが考えられる。　　どのような課題を、いつ、どのような方法で送付するかについては、学校教育法第62条で高等学校に準用している同法第37条第４項に、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、運営委員会の検討を踏まえ、最終的には、校長の判断に委ねられていると解される。　　もっとも、実施機関は、各府立高校が、課題等をどのような方法で送付したかについて把握する必要はないため、本件請求１に係る文書を作成しておらず、文書が存在しないことは不合理ではない。２　本件請求２及び３について　　実施機関に確認すると、府立学校の教職員は、郵送物の送付にあたっては、校内の決裁を得る等の手続を行っておらず、文書等を送付する都度、事務職員から、必要な郵便切手やレターパックを受け取って、送付しているとのことである。　　これは、府立学校における郵便物の送付の頻度等を勘案している仕組みであり、また、郵便物の内容に応じて送付方法を判断するため、どのような方法で郵便物を送付するのか、その基準をあらかじめ文書に定めていないことは想定されるところであり、直ちに不合理であるとはいえない。本件請求２及び３は、府立○○高校における令和２年度４月からの休校に際しての課題送付に係るものであるが、運営委員会において課題送付の方法が検討されており、具体的には、郵送料のほか、配送物の内容、対面受取の必要性及び配送状況を確認する必要があるか否かを考慮した上、その方法を決定したものと考えられる。さらに、休校に際しての生徒に対する一斉の課題送付という内容から、検討の結 |
| 判　断 | 　果である送付方法について、校長への説明等のためにメモを作成することはあり得るところである。もっとも、口頭での説明も許容されており、また、校長への説明等のためのメモが作成される場合も、送付方法の結論等が記載されているにとどまり、その送付方法を選択した合理的理由までは書かれていないとしても、府立学校における郵便物の送付手続の実態からみて、不合理であるとはいえない。また、校長が、運営委員会の検討を踏まえ、レターパックを使用すると判断したことについて、改めて請求文書２及び３に係る文書の作成までは不要と考えたことは不合理ではなく、文書が存在しないことは不合理ではない。　３　本件請求５について本件請求５は、レターパックの使用が経済合理的支出であることがわかる文書を求めるものであるが、校長は、郵便料金も含め、配送物の内容等を考慮し、運営委員会の検討を踏まえ、レターパックの使用が最も適切であると決定したのであるから、改めて行政文書の作成までは不要と考えたことは不合理ではなく、文書が存在しないことは不合理ではない。４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年４月24日　　同日付け公開請求・同年５月11日　　　 不存在非公開決定・同月14日　　　　　　審査請求・同年６月５日　　　 弁明書・同月12日　　　　　 反論書・同年12月７日　　　 諮問 |